

【 14 】

氏 名	高 木 太 郎 たか き た ろう
学位の種類	教 育 学 博 士
学位記番号	論 教 博 第 11 号
学位授与の日付	昭 和 44 年 3 月 24 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 5 条 第 2 項 該 当
学位論文題目	比較義務教育制度論 —国家と教育との関係の一断面を中心として—

論文調査委員 (主 査)
教 授 相 良 惟 一 教 授 前 田 博 教 授 池 田 進

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、その標題に見られるごとく、各国の義務教育制度に関する比較研究を試みたものである。なお、義務教育制度は、国家が国民に対して強制的に課すところの教育制度であると規定するところから、義務教育自体を国家と教育の一つの重要な関係と考え、これら両者の相関性について論じている。本論文に「国家と教育との関係の一断面を中心として」という副題が付されているのは、このような理由にもとづく。

本論文の執筆者は、この研究にあたり、構造体としての義務教育制度の特性を把握するという、いわゆる構造論的立場に立っているのであるが、さらに、義務教育制度をグローバルな視野から類型 的 に と ら え、世界における義務教育制度の客観的な事実認識ないし現状分析に重点をおいたと主張している。

本論文は全体を大きく分け、それぞれ次に見られるように所論を展開しているほか、最後に結論として若干の提案を行なっている。

まず、第1編の義務教育の要因的研究においては、義務教育制度の基礎構造として、義務教育制度を制約する歴史的・社会的・理論的要因をとりあげ、その影響関係について考察を加えている。

第2編の義務教育制度の機能的研究は、本論文の中核をなすものであるが、義務教育制度の内部構造として、この制度を内面的に構成すると考えられる8種の要素、すなわち年限、教育形態、就学、内的条件、外的条件、人的条件、財政、行政をあげ、そのおのおのについて詳論を展開している。

第3編は、義務教育の類型的研究であるがここにおいては全体を四つに分け、自由主義諸国、社会主義諸国、低開発諸国のおのおのにおける義務教育制度について述べ、さらに総括として、教育発展計画の動向、各地域における義務教育発展計画、教育改革上の諸問題について述べている。

最後に結論として、義務教育の基礎構造、内部構造、全体構造という問題をとりあげ、そのおのおのについての若干の諸課題を提出し、さらに、義務教育制度の評価および、いわゆる比較教育国家学なるものについての提唱を行なっているのである。

論文審査の結果の要旨

本論文が各国の義務教育制度の総合的比較研究を試み、従来一般に見られる義務教育制度に関する断片的・表面的研究方法を斥けていることは、まず評価されるべきであると認められる。

なお、義務教育制度を国家と教育の重要な接点であると考え、近代国家の概念および国家と教育の関係について論及していることは、一つのすぐれた見解にもとづくのであり、執筆者の国家論については、より透徹した理論の展開は今後にまっとはいえ、全体として一つの知見を示したものであるといえる。

次に、執筆者は、いわゆる構造論的立場に立つところから、義務教育制度の基礎構造として、義務教育制度を規定し、制約するところの歴史的・社会的・理論的要因をとりあげ、これらについて解明を試みている。これらの要因がはたして義務教育制度の基礎構造そのものであるかどうかについての若干の疑問が提出されないでもないが、義務教育制度に関する一つの特色あるアプローチとして肯定され、評価されてしかるべきであろう。

なおまた、義務教育制度の内部構造として、8種類の要素をあげ、これについて詳論を試み、これをもって本論文の中核をなすところの義務教育制度の機能的な研究と称している。上記の各要素というものは、むしろ義務教育の内容を構成するものであり、それに関する研究をもって直ちに機能的な研究であるとする点については、異論を生じないでもないであろう。しかしながら、ここにおいて、義務教育制度に関する諸要素につき、体系的・組織的に論理を展開していることは、他にあまり類例を見ないことであり、この点に関する執筆者の努力を認めるに足る。

第3編の義務教育に関する類型的研究は、この制度に関する各国、各地域における密な比較研究であり、豊富な資料にもとづく、いわゆるグローバルな視野に立つ研究として、評価するに値する。

なお、最後に結論として述べている義務教育の内部構造、全体構造に関する諸論、あるいはまた義務教育制度の評価および、いわゆる比較教育国家学なるものについての提唱など、いずれも独創的な見解に相違ないが、比較教育国家学に関する論などについては、今後なお慎重な検討を必要すると思われる。

これを要するに、本論文は、従来わが国においてあまり試みられなかった義務教育制度の総合的比較研究を行なったものであり、教育行政学および比較教育学の今後の進展に資するものが多いと認められる。

以上により、この論文は教育学博士の学位論文として価値あるものと認定する。